

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日(火) 午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 13名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主事 漆原寛 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、5月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	7番 飯塚 輝雄委員、8番 大貫 勇一委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
2番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号225号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約
	2kmの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われま。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状
	況等についても問題がないと思われま。以上により、農地法第3
条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満た	
していると考えま。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
2番	受付番号225号について調査報告いたします。
議 長	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。	
以上でありますので、ご審議のほど宜しくをお願いします。	
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。た
	だいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。

	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。226号では、農家住宅敷を拡張するものです。申請人は住宅の建替えのため敷地を調査したところ、申請地は、農地でした。今回改めて農地法の許可を得て、農家住宅敷拡張としての申請を行うものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、例外に該当し、許可相当になるものと思われれます。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考え以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6番	受付番号226号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、羽生市の土地に居住用の為の一戸建て住宅を建築いたしたく、農地法第4条の許可申請をいたします。現在の住まいが老朽化しており、危険が伴うと共に、自分自身が高齢になりまして不便が多いため建替えを計画いたしました。以上のようなことを踏まえ、家族に相談しましたところ、市街化調整区域ではありますが、この土地に建築したいと思います。何卒、ご許可いただけますようお願い申し上げます。
	申請人による始末書の添付がありましたので、朗読いたします。
	今般、住宅の建替えのため住宅敷地を調査しましたところ、農地上

	<p>に農家用倉庫が現存していることが判明しました。本来それらの敷地に関して農地転用しなければならないところ、それを怠っており、また、申請農地が農地法に違反していること、また、農地法を遵守し、二度と違反をしないことを、お約束いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>	
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>	
(議案第3号)	<p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>	
	事務局	<p>議案第3号 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。227号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外で家族4人で暮らしています。今の借家では手狭となり、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、近くに 小学校や大型ショッピングモール、また 駅にも近く、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。228号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しております。将来を思い、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には小学校、保育園や駅などあり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>229号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しております。子どもが生まれ、現在のアパートは手狭になったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には小学校、保育園や駅などあり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判</p>

断しました。230号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、
市外で生活しております。このほど、利根川河川整備の用地買収に
より現在の住宅敷地が対象になり、代替地を探していました。申請
農地は、既存住宅に介在し、譲受人の勤務先である へのアクセ
スもよく、またとても住環境の整った場所であることから、今回、
自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、
「第2種農地」と判断しました。231号では、自己用住宅を設ける
ものです。譲受人は、市外のアパートで生活しております。今後、
自分の家を持ち、両親と一緒に住むことを考えていました。申請農
地は、譲受人の母の実家に近く、また大型商業施設など、住環境が
整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するも
のです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請
事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する
「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に該当し、
敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思
われます。232号では、工場の拡張を計画しております。譲受人は、
昭和57年からプラスチック製品の製造及び販売を営んでいます。こ
のほど事業継続のため生産効率を見直し、市内及び県内の自社及び
賃借倉庫における、人及び資材の集約化を図るため、工場敷地の拡
張として申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域
(通称：青地)にあることで、令和4年10月に、農用地区域から
の除外の許可を受けております。農地の区分については、
「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として
不許可相当ではありますが、申請事由が工場敷の拡張であるため、
農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当
し、拡張に係る申請地の面積も既存施設の敷地面積の2分の1を超え
ないものであり、許可相当になるものと思われます。233号では、
自己用住宅を設けるものです。譲受人は、借家で生活しております。
現在の借家は築50年が経過しており、老朽化が著しいため、自分達
の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、既存住宅に介在し、
子供が通う 小学校から近いこともあり、今回、自己用住宅敷と
して申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と
判断しました。234号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人
は、実家で両親と生活しております。子供も大きくなり手狭になっ
たため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、既
存住宅に介在し、現在と変わらぬ生活環境を維持することができる
ため、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分に
ついては、「第2種農地」と判断しました。235号では、太陽光発

	<p>電施設を設けるものです。譲受人は、<input type="text"/> に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。236号では、建売住宅を設けるものです。譲受人は、<input type="text"/> に本社を置き、平成17年から不動産を営んでいます。申請農地の近くには、国道122号線や大型ショッピングモールがあり、生活環境も整い、需要が見込め、今回建売住宅の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p>
	<p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9番	<p>受付番号227号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>今般、羽生市 <input type="text"/> に専用住宅を建築したく開発許可及び農地転用許可申請をいたします。本来私は夫と子供二人の四大家族であります。令和2年に次女が生まれてから今までの借家では手狭となり永住目的の専用住宅を建築したいと考え、その資金のため、共働きが必要となりました。両親に子供の面倒をお願いするにも毎日とはいかず、保育園を探して参りましたが、中々適当な場所が見つからず、知人の紹介もあって <input type="text"/> 保育園にやっとの思いで受け入れていただきました。しかし、その条件として羽生市に居住していること。という条件があり、現在は夫と別居して羽生市内にある実家の一間を借りて生活しております。私たちには住宅を建築できる土地や建物の所有はないため、羽生市内で探して参りましたが、適当な土地はなかなか見つかりませんでした。その中でも、申請地は <input type="text"/> 保育園に近いだけでなく、<input type="text"/> 小学校にも近いうえ、県道に面していて交通の便にも恵まれています。尚、県道にもかかわらず交通量は少なく静かで、大型ショッピングモールにも近く、私の理想である環境が整うと思い、ここしかないと確信いたしました。そこで将来一緒に生活する、申請人の一人である義母 <input type="text"/> にフラッ</p>

	<p>積み上げ、多くの顧客の支持を得るに至り、平成11年に工場施設の拡張を行い、増大するニーズに応える体制を整えることが出来ました。さらに平成25年、新たな工場施設の拡張を行い、製品の増産させて頂くに至りましたが、それに伴う増加した原材料の置場の確保、製品の保管場所等に困窮し、防災施設としての調整池の拡充等が必要となり、近隣の地権者様のご協力のもとさらなる敷地の拡張を行う事となり、令和元年に諸許可を取得させていただき、敷地の拡張工事を令和2年に完工、用地不足の諸問題を解決に至りました。</p> <p>そんな折、昨今の新型肺炎が蔓延し、多くの業種でその影響は計り知れないところですが、当社においても様々な部門において生産効率の低下の影響を避けきれず、それはダイレクトに企業の存亡にかかわる事態となっており、今後も続くであろう影響は先を見通す事すら困難な状況が続いております。当社としても、今回のような事態においても企業活動を継続するために、打ちうる手立てはすべて実行に移すべく、直近の対策として現在使用している羽生市内及び県内の自社及び賃借倉庫における、人及び資材の集約化を図ることとしました。まず、令和2年に拡張工事を終えた敷地の一部に資材倉庫を建築し、工場外の倉庫機能の集中を進めております。今後、倉庫の整理が進めば、各所の倉庫で業務を行っていた人員の本社工場への配置転換、そして倉庫施設の拡充に伴う物流施設の増強・集約化整備を含め、職員増加や運送用貨物車両の新たな駐車場の拡充、レイアウト変更に伴う調整池・緑地の移設が必要であるため、大幅な敷地利用計画の変更申出を申請し、令和4年10月18日農用地の除外手続きを完了した為、詳細計画を立案し、改めて近隣農地の農地転用による取得及び開発許認可の取得を目指すこととなり本件申請に至りました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号233号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私たち家族は、夫婦と幼児1人の3人世帯で住居は借家住まいです。現在の住居は築後50年を経過しており、老朽化が進み目立つようになっておりますので、自己住宅を建築する計画をたて、土地を探しておりましたところ、小学校から5分ほどの位置に自宅候補の土地が見つかり、土地売買の契約成立が見込めましたので、取り急ぎ申請をする次第であります。申し遅れましたが、私は の</p>

6 番	受付番号 236 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は平成17年10月に創業し、埼玉県内を中心に建設業、不動産業を営んでまいりました。たくさんのお客様の要望に応えるため、庭に物干しスペースや家庭菜園スペースがあり、御主人様、奥様、来客用で駐車スペース3台確保できるような広い土地を探しておりました。市街化区域で条件に合うような土地を探したのですが、見つけることが出来なかったため、範囲を広げて探したところ、今回羽生市大字 に、緑に囲まれ、分譲住宅地として最適な土地を譲っていただけることとなりました。こちらの土地であれば、優良な住宅を適切なサービスと価格でお客様に提供できると思っておりますので、是非ともこちらの土地に分譲住宅を建築したいと思っております。何卒、御許可願いたくよろしくお願い致します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。ご覧のとおり、住宅敷2件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷8件でございました。

	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。6件ございました。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、4月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が2件、5条が6件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 6月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
	③ 緑の募金運動について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和5年 5月 25日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	